

アンジェイ・フリチ＝モドジェフスキの国家改革論

小山哲

【要約】 一六世紀のポーランドの人文主義者、アンジェイ・フリチ＝モドジェフスキは、その一連の政治的著作によって、成立期のシュラフタ共和政に対する厳しい批判を展開した。しかし、その批判の性格をめぐって、研究史上必ずしも見解の一致を見ていない。この点を踏まえて本稿では彼のシュラフタ観に焦点を定め、まず初期の演説におけるシュラフタ批判、及び主著『国家改革論』における法制改革構想の検討を通じて彼の国家像を分析した。次いで、改革論の中でシュラフタ身分に与えられた地位が一六世紀のポーランド社会の現実とどのように関わっているのかを検討した。その結果、彼の国家改革論が、シュラフタの突出によって脅かされた諸身分間の社会的調和を回復するために、当時の社会に存在するシュラフタの独占的支配の及んでいない領域を制度化して国家機構の内部に組み込み、國家の統合機能を強化しようとするものであったことが明らかにされた。

史林 六九巻四号 一九八六年七月

はじめに

「史家たちの書き遺すところによれば、ペルシアの帝国は隷属が過ぎて滅び、アテナイは自由が過ぎて滅んだ。我々のもとでは、平民は限度を越えて隷属に苦しみ、シュラフタは大幅な自由のためにあまりに傲慢である」(167)①。アンジェイ・フリチ＝モドジェフスキ Andrzej Frycz Modrzewski(一五〇三頃—一七二二)は、その主著『国家改革論五卷』(*Commentariorum de Republica emendanda libri quinque* (一五五一年クラクフ刊／一五五四年バーゼル刊))の中で、国家滅亡への危機感をこのように語っている。この一六世紀のポーランドを代表する人文主義者は、二世紀後の悲劇を早くも予感してい

るかの如くである。^② ② 其の後のポーランドの曲折に満ちた歴史を知る読者が、彼の透徹した議論の中に民族の運命の予言者の姿を見出したとしても無理はない。今日に至るまで、フリチ＝モドジェフスキをめぐって大量の言説が生み出されてきたが、^③ ③ それは、この思想家のテキストを取り巻く歴史的環境の変化——ポーランド国家の一度ならざる滅亡と再生——が、後世の人びとの様々な立場からの読み込みを誘発し、テキストそれ自体が本来備えている生産力を何倍にも増幅せしめた結果であった。それがフリチ＝モドジェフスキ研究を推進させる原動力となると同時に、時には研究者を縛る桎梏ともなり得た事情については、既に別稿で論じた。^④ ④ それゆえ、ここでは、国家滅亡の危機感かられて筆をとったフリチ＝モドジェフスキ自身は二世紀後の祖国の運命を知る由もなかったという至極当然のことをとりあえず確認しておこう。彼は同時代人のために書いたものであり、彼の議論の意味も、まずは同時代の文脈に即して理解されなければならない。彼の構想がより大きな射程を持つとすれば、それは歴史的位相をつきとめる中から、時代を越えたものとして浮かびあがってくるであろう。

彼の活躍したヤギェウォ朝末期は、様々な領域にわたって複数の潮流が入り混じり、競合した時代である。フォルヴァルク経営の拡大に支えられた「シュラフタ民主主義」体制と王権との緊張を孕んだ均衡、「ルブリン合同」（一五六九）に至る領土の統合の進展と複合民族国家としての多元性の増大、宗教改革の波及と反宗教改革の巻き返し、といった複雑な社会状況を背景に、この東方の地にもルネサンスは開花した。このポーランド史上に所謂「黄金の世紀」が、実際にそこに生きる者にとって必ずしも安閑たる時代であったとも思われない。少くともほぼ世紀幕開けに生まれ、ヤギェウォ朝のあとを追うように没したフリチ＝モドジェフスキにとって、それは「鉄の時代」に他ならなかった（I 29）。

ヴィエルコポルスカ南部の小都市ヴォルブシュで郷長職を世襲する小シュラフタの家に生まれた彼は、^⑤ クラクフ大学やヴィッテンベルク大学で学び、Ph・メランヒトン Melancthon やJ・ワスキ Taski といったポーランド内外の宗教改革者と親交を結んで、ヨーロッパの新しい思潮に接した。^⑥ クラクフ大学を出た後、彼は主席大司教J・ワスキ（前記同名人

物の叔父)のもとに仕え、またポズナニ司教J・ラタルスキJablskiの公証人となる。^⑦次いで一五四七年には彼は国王ジグムント・アウグスト Zygmunt August (在位一五四八—七二)の秘書官に任ぜられ、以後何度か外交上の任務に携わっている。^⑧こうして彼はポーランドの政情と法律の運用の実際に通暁すると同時に、留学や外交官としての仕事を通じて広く西欧の社会をも見聞し、視野に収めることになった。

人文主義的教養だけでなく、このような書齋の外での具体的経験をも踏まえた彼の改革論は、その議論の包括性と体系性において注目値するのみならず、騎士から農場経営主へと転化しながら政治的発言力を強めつつあったシュラフタ身分に対してきわめて厳しい批判の矢を放っている点で独自なものであった。それは、成立期のポーランド貴族共和政の抱えていた問題点と可能性が同時代にどのように把握されていたかを示す貴重な史料である。その意味では彼の『国家改革論』はまさしく「国家の肖像」(M・コロール)であり、「優れた時代の鏡」(A・カヴェツカークリチョーヴァ)であるといえよう。^⑨しかし、コロールも認めているように、鏡はすべてを忠実に映すとは限らない。^⑩この思想家の独自の国家観と、一六世紀のポーランド社会の中でそれが持ち得た意味を明らかにするためには、彼の著作の中に示された国家像を内在的に検討すると同時に、その内容を当時の社会状況の中に置き直して、思想と現実との対応関係を外在的に見極める必要がある。但し、彼の改革構想はきわめて多岐にわたる豊富な内容を含んでおり、^⑪限られた紙数の中でその意義を論じ尽くすことはできない。そこで本稿においては、議論の手がかりとしてフリチモドジェフスキのシュラフタ批判に焦点を定めることにしたい。この論点こそは、彼の政治思想を貫く重要な基調であるにもかかわらず、その性格規定をめぐって、過去の研究者の間に看過しえない見解の相違が見られるからである。今世紀に入ってから代表的な見解だけを挙げてみて、その批判の主旨を、階級的利害から相対的に自立した人文主義者によるシュラフタの身分的エゴイズム批判ととるか(S・コット)、^⑫「ブルジョワ・イデオロギーの表現」とみて初期資本主義的性格と王権強化への志向を読みとるか(一九五〇年代のポーランドの一連の研究)、「リアリズムを欠いたユートピア」、「過去を向いたノスタルジの幻影」ととらえて警察国家

的側面を強調するか(Ci・バックヴィス、J・タズビル)^①によって、彼の改革論に対する評価は大きく分れてきた。^②この点を踏まえて、本稿では、まずフリチ＝モドジェフスキが、彼の著作活動の出発点となった初期の演説の中で殺人刑法問題及び都市民の土地所有問題という個別的なテーマに関して、どのようなシュラフタ身分批判を行っているかを検討する。次いで主著『国家改革論』において、初期の論点が更に大きな枠組の中でどのように展開されているかを、主として法制改革の面から考察する。最後に、改革論の中でシュラフタ身分に与えられた地位が、一六世紀のポーランド社会の現実とどのように関わっているのかを検討し、フリチ＝モドジェフスキの改革論、及びその構想を背後から規定する国家観に筆者の位置づけを与えたいと思う。

① 本稿におけるフリチ＝モドジェフスキの著作からの引用は、原則として A. Fricius Modreuius, *Opera omnia*, Vol. I-V, Ed. Casimirus Kumaniecki, Warszawa, 1953-1960. にしたがって。本文中の括弧内のラテン数字は巻数を、アラビア数字は頁数を示す。なお、執筆にあたっては現代ポーランド語訳版全集 A. Frycz Modrzewski, *Dzieła wszystkie*, Tom I-V, Warszawa, 1953-59. を参照した〔以下 DM I-V と略す〕。

② 二世紀後にポーランド人は次のような警告をバリから受け取ることとなる。「ポーランド貴族よ。貴族以上のものである。人間である。そのときはじめて、諸君は幸福で自由になるだろう。だが、諸君の同胞を鉄鎖につないでおくかぎり、幸福を自由であることを自慢しなことがよい。」ジャン・ジャック・ルソー『ポーランド統治論』(永見文雄訳)『ルソー全集』第五巻、白水社、一九七九年、三八五頁。

③ *Andrzej Frycz Modrzewski, Bibliografia, zestawiona przez Prace Bibliografii Staropolskiej IBL, A. Kawecka-Gryczowa i inni, Wrocław-Warszawa-Kraków, 1962.* 〔以下 *Bibliografia* と略す〕。

す〕に一九五七年までのフリチ＝モドジェフスキ関係の文献が網羅されている。五七年以降についてはむしろ J. Starnawski, *Andrzej Frycz Modrzewski: Żywot, dzieło, sława*, Łódź, 1981, s. 164-168 を参照。

④ 拙稿「アンジェイ・フリチ＝モドジェフスキ像の変遷——ポーランド・ルネサンス政治思想史研究の側面——」『西洋史学』一四〇(一九八六)・三八五二頁。

⑤ 彼の出自をめぐる議論については S. Kot, *Andrzej Frycz Modrzewski. Studium z dziejów kultury polskiej w XVI. W. Wyd. II, Kraków, 1923.* 〔以下 *Studium* と略す〕s. 276-288 を参照。この思想家の生涯についてはこの研究が今なお基本的文献である。その他 W. Urban, "Do biografii Frycza Modrzewskiego", W: *Andrzej Frycz Modrzewski i problemy kultury polskiego Odrodzenia*, Wrocław, 1974. 〔以下 *Problemy* と略す〕s. 219-240; B. Kosmanowa, *Modrzewski i jego przeciwnicy*, Warszawa, 1978; Starnawski, *op. cit.*, s. 11-35 を参照。なお、郷長 wójt (advocatus) の職務は住民

の刑事・民事事件の裁判と食糧等の価格の設定であり、民衆の日常生活に密着したものである。Kot, *Studjum*, s. 120.

⑩ *Ibid.*, s. 2-8, 19-46.

⑪ *Ibid.*, s. 9-16.

⑫ *Ibid.*, s. 80-88.

⑬ M. Korolko, *Andrzej Frycz Modrzewski : Humanista, pisarz*, Warszawa, 1978, s. 96 ; A. Kawecka-Grzeczowa, "Wstęp" do: *Bibliografia*, s. VII.

⑭ 修辭學上の用語としての「*speculum*」は、理想化や自己省察の呈示——従って「鏡」——を意味する。Korolko, *op. cit.*, s. 95-96, 215.

⑮ 「我々の国家に改革を要する慣習や法が数多く存在することは多くの人びとの知るところである。私は法に関わる部分だけでなく国家全体について考えることを望み、それらのあらゆる問題について私が考えたことを示した」(I 28) フリッチ・モドジェフスキは、『国家改革論』第 2 巻の序文に述べている。コトコは『国家改革論』の構成を次のように整理している。

第一章 初期の演説におけるシュラフタ批判

(1) 殺人者に対する刑罰論

殺人者に対する刑罰論は、フリッチ・モドジェフスキにとって、デビュー作『ワスキ、或は殺人者に対する刑罰に関する第一演説』*Lascius, sine de poena homicidii oratio prima* (一五四三)の主題であっただけでなく、以後も何度も繰り返し立ち戻る「主動理念のひとつ」(F・ヴィルヴァ)^①となった。彼はこの問題に関して計五篇の演説を執筆し、主著『国家改革

第一巻「慣習論」
第二巻「法律論」
第三巻「戦争論」
第四巻「教諭論」
第五巻「学校論」
世俗生活
宗教生活
国家の内政
国家の外政
未来の世代のための努力

S. Kot, *Wpływ starożytności Kłasyzycznej na teoryje polityczne Andrzeja Frycza z Modrzewa*, Kraków, 1911. [以下 *Wpływ starożytności* 以下に略す] s. 60.

⑯ Kot, *Studjum*, s. 95-96, 114, 116, 118, 163-164.

⑰ K. Lepsy, "Z zagadnień ideologii Andrzeja Frycza Modzrewskiego", *Kwartalnik Historyczny*, 60 (1953), s. 119-160; 4. Kurdybacha, *Ideologia*, Frycza Modzrewskiego, Warszawa, 1953 ; W. Voisé, *Frycza Modzrewskiego nauka o państwie i prawie*, Warszawa, 1956.

⑱ Cl. Backvis, "Le courant utopique dans la Pologne de la Renaissance", in: *Les utopies à la Renaissance*, Bruxelles, 1963, pp. 163-208 ; J. Tazbir, "Wrogowie i krytycy Frycza-Modzrewskiego", *Przegląd Historyczny*, 64-3 (1973), s. 271-291.

⑲ 詳細は前掲拙稿を参照。

『論』の中でも執拗にこの問題を取りあげて論じ直している。彼が殺人刑罰論にこれほど固執したのは何故か。

政治思想が一般に思想家の現状に対する危機意識と危機克服への理論的模索の中から生み出されるとすれば、フリチ＝モドジェフスキにとって克服すべき課題はどこに潜んでいたであろうか。冒頭で触れた彼の国家滅亡への危機感の中味にもう少し立ち入ってみよう。

彼はポーランドを取り巻く容易ならざる状況を次のように描き出す。「至る所に轟く不幸の嵐、龍巻、暴風雨が我々の不安をつのらせてきた。なぜならば、東方では戦争が我々を脅かし、西方では激しい波が沸き返り、どこを向いても安全はなく、至る所から脅威が伝えられてきたからである」(16)⑤。しかし危機は外から押し寄せるだけではない。「加えて罰せられることもなく勝手気儘が許されているために、国内の不幸の波が溢れかかってきた。それは、もし我々に神の思召しがあれば、いかなる力によっても再び河床に導いて抑えつけることができないほどのものである」(19-20)。そして、このような国内の混乱こそは国家を破滅に導く原因である。なぜならば、「外敵の侵入への道が開かれるのは、概して悪しき慣習、残虐行為、不正その他の国内の悪弊による」(22-23)であり、「いかなる国も、内から病気が予め蝕んでいない限り、外から武器をもつて征服されることは決してない」(21-22)からである。つまり、フリチ＝モドジェフスキにとって国家の存立を脅かす様々な危機は、突き詰めてゆけば国内の不正と無秩序に帰着するのである。それゆえ、彼は人びとの耳目をひきつけていたトルコの脅威それ自体を論ずるよりも、人目には触れにくいが「国家の組織の奥深くに隠されて、静かに広がりつつあるもの」④に目を向けようとする。殺人者に対する刑罰の適用の実態こそは、国家を内側から蝕む病弊を端的に示す例に他ならなかった。⑤

殺人に対する刑罰は、殺害した者と殺害された者の身分的所屬に応じて刑罰が質・量共に異なる点で、当時のポーランド社会の身分制的構造に深く根差していた。即ち、シュラフタを殺した平民は死刑に処せられたのに対し、シュラフタ身分に属する殺人犯は一年と六週間の投獄または罰金刑で済まされたのである。加えて、被殺害者の身分によって支払われ

るべき殺人刑罰金 *glowszczyna* の額に差があった。その金額は、フリチ＝モドジェフスキがこの問題を取りあげていた時期には、シュラフター二〇グジヴィエンに対し農民一〇グジヴィエンであり、従ってシュラフターと農民の「生命の値段」の格差は一二倍にも及んでいたことになる。しかもシュラフターは、現行犯で逮捕された場合を除けば、「法廷の判決なしには投獄され得ない *neminem captivabimus nisi iure victum*」という特権^⑦を楯にして、往々にして罰金の支払いさえも免れていた。

このような制度が殺人の横行を招いたであろうことは想像に難くない。フリチ＝モドジェフスキはその惨状を次のように描いている。「罪なき人びとが殺されている。剣が妻から夫を、両親から腕の中の子供を、子供から愛する両親を引き裂く。家の中でも路上でも教会でも、親族の悲嘆と号泣が絶えることはない。『……』法は踏みこじられ、暴力と金銭が支配している」(II 57)。しかも、逮捕されて嚴罰に服するのは地位も有力な縁故も持たない者ばかりである(II 30)。フリチ＝モドジェフスキは死者に成り代わって制度上の欠陥を放置してきた統治者の姿勢を問い正す。「我々皆の殺害の原因は、なかなずくこの国家を統治するあなた方にある。なぜならば、神や理性やあらゆる諸国民が、殺人犯をいかに罰すべきかをあなた方に教えているにもかかわらず、あなた方は殺人を死刑で罰してこなかったからである」(II 45)^⑧。

この引用からも判るように、殺人犯は原則として死刑に処すべし、というのが彼の主張であった。その論証に際して、彼は主として三つの側面から現行の殺人刑罰法制度を批判している。第一に現行の殺人刑罰規定が刑法の体系全体の中に置かれた時に示す矛盾の指摘、第二に殺人に対しては罰金刑は不適であり死刑こそ妥当であるという主張、第三に刑罰における身分間格差の根拠の薄弱さの批判である。以下、彼の言葉に即してその論理を再構成してみよう。

まず、窃盗にすら身分に関わりなく死刑が科され得ることを思えば、殺人に対して罰金刑で済まされるというのは奇妙なことである(II 38-39)。「おお、何と素晴らしい法律であろう。泥棒は絞首刑に処せられねばならないのに、人殺しは自分の犯罪を金で償うのが当然とは」(II 94)。

「もし刑罰が正当であるとすれば、それは罪に相応しているべきであり、罪に対して欠けるところのない償いであるほどに大きくなければならない。殺人に対しては、死刑による以外、絶対に何もかも匹敵しないであろう。」なぜならば、世界中の富をひとつに集めても神の被造物たる人間の生命には及ばないからである（II 32）。

更に彼は、古今の諸国民の法令を引きあいに出して、デンマーク人を除けば、すべての諸国が殺人者を死刑に処していることを指摘する（II 37, 40）。これは神の法に照らして正当である。なぜならば聖書には「あなたがたは死に当る罪を犯した故殺人の命のあがないしろを取ってはならない。彼は必ず殺されなければならない」（民数記三五—三一）とあるからである（II 71, 93, 102, 148, 150）。

但し、彼はすべての殺人が死刑に値するとは考えなかった。犯罪を裁く際には、犯行の結果だけでなく意図も考慮するべきである（II 37-38）。意図的殺人や、殺意はなくとも傷害致死の場合は死刑に処せられるべきである。しかし正当防衛のための不可避の殺人や偶然的殺人は死刑に値せず（II 38）、しかも殺人に対する賠償は不適切であるから、「全く罰せられないか、或は追放によって罰せられるべきである」（II 102）。

従って殺人に対して何らかの刑罰の差を設けるとすれば、それは犯行の原因によるのであって身分によるのではない。

「すべての殺人犯が極刑に処せられる以上に適切ないかなる刑罰を定め得ようか。この点では人びとを身分によって区別する必要はない」（II 38）。そこでフリチ＝モドジェフスキは、刑罰の身分差を弁護するシュラフタの幾つかの論拠を組上に載せては反駁する。例えば、「シュラフタのある者は、自分たちの先祖が戦場で血を流したのであるから、自分たちを殺した平民は死をもって罰せられ、平民を殺したシュラフタは賠償だけで済まされるのは当然であると言うのが常である」（II 127）。しかし、過去の戦争にはシュラフタだけでなく平民も武器をとって加わっていたのであり、戦場で流された血はシュラフタだけのものではない。従って祖先の軍事的貢献によって刑罰の身分差を正当化することはできない。また、殺人に対する刑罰を厳しくすることは、シュラフタが平時に武器を使いこなす機会を奪い、戦力の低下をもたらす、という

主張がある。しかし、死刑を科している他の諸国の軍事力が劣るとは言えないし、定期的に軍事訓練を行えば済むことである(151-54)。^⑩ 祖先の定めた法であるから尊重すべきである、という議論に対しては、法は状況の変化のためにやむをえず改変するべきこともある、と指摘し(1124)、「祖先の知恵を口実に自らの思いあがった欲望を守るとは、何という信じられないようなゆがんだ風習であろう」(1126)と弾劾した。

このようにして、初期の一連の演説の中で、フリチーモドジェフスキは、殺人に対する刑罰の身分間格差を批判し、正当防衛や偶然の殺人を除けば、一律に死刑が科せられるべきことを論証した。そこには、国家の土台を蝕む弊弊がシュラフタの身分的特権の濫用と分かち難く結びついているという認識が、殺人刑罰法という特殊な領域においてはあがあるが、既に明確に示されていたのである。

(2) 都市民の土地所有禁止決議に対する批判

しかしながら、シュラフタの身分的特権が殺人刑罰法上の優遇にとどまるものではない以上、フリチーモドジェフスキのシュラフタ批判の対象もまた、刑法の領域を越えて広がらざるをえない。一五三八年のピョートルクフ議会は、都市民による土地の取得禁止、及び既に土地を所有している都市民に対しては四年以内に所有地を売却すべきこと、を決議した。^⑪ 更に五年後のクラクフ議会において、国王ジグムント一世(在位一五〇六―四八)は決議の執行を迫られ、これを承認した。^⑫ フリチーモドジェフスキは、この一五四三年の議会の会期中に『都市民から農村の所領を取り上げることが承認する決議に関して、逍遙しつつ真理を語る者が、元老院の学識ある人びとの中で行った演説』*Oratio philalethis peripatetici in senatulo hominum scholasticorum de decreto conventus, quo pagi ciuibus adimi permittitur*〔以下『逍遙演説』と略す〕を執筆し、この決議を激しく非難した。

ところで、この反都市民立法に関しては、かつてはそれが土地への投資による資本の退却を困難にする点でかえって都

市の発展にプラスの効果を及ぼすという評価（F・ブヤク Bujał）もあったが、今日の社会経済史家は、それがポーランドの都市の発展を抑制するものであったとみなしている。^⑬そこで、フリチ＝モドジェフスキのこの演説は、シュラフタの反都市民政策を批判し、ポーランドにおける初期資本主義の発展を擁護するものとして重視されてきた。^⑭しかし、彼がシュラフタの反都市民立法の経済的帰結をどこまで見抜いていたかは疑問である。彼は経済的次元においてではなく、もっぱら法的・道徳的次元で議論を進めているのである。

まず彼は、「この法律がシュラフタの都市民に対する無慈悲と憎悪によって作られた」（II 156）と指摘したうえで、その法的な根拠を問いつす。合法的に土地を取得し、長年にわたってそれを所有し、実際にその土地を耕してきた者から、その所有権を奪うことは「理性に反し、神と人の法に反する」（II 155-156）。もしこのようなシュラフタの恣意的な立法を認めるならば、法は「力の強い者が望むだけ破ることのできる蜘蛛の巣」の如きものとなるであろう（II 157）。理性の支配していないところでは、君主は僭主となり、国家は乱れ、党派争いや殺人が横行するであろう。フリチ＝モドジェフスキはここでトルコに蹂躪された隣国ハンガリーの運命を引き合いに出す（II 157-158）。こうしてシュラフタの反都市民立法が国家にとって害をなすものであることを示した上で、フリチ＝モドジェフスキは、都市民は生まれが卑しく、軍役に服するのに適さないがゆえに土地を持つ資格がない、とするシュラフタの主張を批判する。実際には多くの平民が戦争で闘ってきたし、「戦争における能力は、出自や人間によって作られた身分によるのではない。それは神の賜物である」（II 162）。また、シュラフタは都市に家を持ち、都市法に対する特権を有し、課税を免除されたうえ、都市の裁判官職についたり商売に手を出している者もいる。他方でなにゆえ都市民は村で農業に従事することができないのか（II 166-167）。こうしてフリチ＝モドジェフスキはシュラフタの決議の根拠のなさを批判し、「根拠のない法はそもそも法ではない」（II 165）ことを訴えたのであった。

しかし、この演説において注目すべき点は都市民の土地所有権の擁護にとどまらない。フリチ＝モドジェフスキは、国

王が騎士の叙任式において述べる文句「従士に優る騎士 *Lyepssi niczetiz nisz panosha*」を引いて、出自による身分としてのシュラフタと有徳者に与えられる騎士の位を区別しているのみならず、「土地を所有している都市民にシュラフタ位を授与する」よう提案さえしているのである (II 155-156, 159)。フリチ・モドジェフスキのシュラフタ身分に対する批判の鋒先は、ここで既に貴族位の規定の本質に触れていた。この問題は後に『国家改革論』の文脈の中でもう一度取り上げられることになるであろう。

(3) 小 括

以上にみたように、初期の演説においてフリチ・モドジェフスキは、シュラフタの他の諸身分に対する傲慢な態度と恣意的な特権の行使を、国家を破滅に導きかねないものとして批判し、生命や能力に関する限り、家柄や身分による差別を認めるべきではないと主張したのであった。しかしながら、この主張は身分制そのものの否定を意味するものではない。

「私は諸身分が区分されていることを否認はしない」(II 96) と彼は慎重に自らの批判の及ぶ範囲を限定する。なるほど殺人犯は身分に関わりなく死刑に処すべきである。しかし「他の問題においては、富者は貧者の上にあるべきである。聖俗の役職を獲得したり、租税その他の負担を免除されることに關しては、この国においてはシュラフタが多くの特権を十分に享受するべきである」(II 32)。従ってフリチ・モドジェフスキは一方で身分制の大枠そのものには手をつけないように気を配っている。しかし、他方で彼は既に見たように『逍遙演説』においてシュラフタ身分そのものの存在理由を問う姿勢をも示していたのであった。このように、初期の演説の検討から浮かびあがってくるのは、身分制を前提とした「法の前の平等」という一見矛盾をはらんだ主張である。出発点はここにあったとすれば、議論はこの先、どこに向かうであろうか。次に主著『国家改革論』に目を転じて、この主張が更に大きな枠組の中でどのように展開されているかを検討してみよう。

- ① T. Wyrwa, *La pensée politique polonaise à l'époque de l'humanisme et de la Renaissance*, Paris, 1978, p. 390.
- ② 前記『第一演説』の他に『殺人者に対する刑罰に関する第二演説』*Oratio secunda de poena homicidii* (1545)、『殺人者に対する刑罰に関する第三演説』*Oratio tertia de poena homicidii* (1545)、『殺人者に対する神の法の軽視に関する訴えを含む第四演説』*Querela de contemptione legis divinae in homicidis, cui adiuncta est oratio quarta* (1546)、『ポーランド及びサルマティアの残りの地域のシヤフタの書簡』*Epistula ad equites Poloniae ac reliquae Sarmatae* (1559) [「シヤフタへの書簡」と略す]の四篇。
- ③ 当時、東方では一五四一年にオスマン＝トルコが隣国ハンガリーの首都ブダを占領し、ポーランド国境に迫る勢いを示していた。西方ではプロシアの宗主権をめぐって神聖ローマ帝国との間に緊張が生じた。フリチ＝モドジェフスキはプロシア問題の処理のためにカール五世のもとに派遣された使節団に加わっている（一五四七—五〇年）。DWI, s. 83 n.
- ④ St. Tarnowski, *Studia do historii literatury polskiej. Pisarze polityczni XVI wieku*, Tom I, Kraków, 1886, s. 107.
- ⑤ このようなフリチ＝モドジェフスキの危機意識の構造は、ハンガリー問題に奔走し、何度もトルコとの折衝の場に臨んだことのあるヒエロニム・ワスキ *Hieronim Wąsicki* が臨終の床で「国家の最も重要な柱」としての殺人刑罰法について語るといふ『第一演説』の舞台設定に鮮かに定着している。
- ⑥ 表1参照。一六世紀末からの農民に対する殺人刑罰金の上昇は、農民の社会的地位の上昇のためではなく、農民の領主への従属が強化されるにつれて農民が半ば領主の財産とみなされるに至ったためと考えられる。J. Matuszewski, *op. cit.*, s. 23-24.

表1 殺人刑罰金額の変化

	金 額 (単位: グジヴィエン)		B/A(%)
	A. 騎 士 (rycerska)	B. 農民	
1252年法規	官職を保有する騎士	6	20
法規 (13世紀)	通常の騎士		40
大ポーランド法 (13世紀中葉)		30	60
小ポーランド法 (13世紀中葉)		6	20
	シュラフタ	10	17
	下位の騎士 (Wlodyka)		33
	(miles de sculteto vel cmethone)	15	66
1493—1496年憲法	120		8
1581年憲法		30	
1588年憲法	240		12.5
1631年憲法		100	42

J. Matuszewski, "Główna czynna chłopstwa i szlachecka", *Kwartalnik Historyczny*, 71-1 (1964), s. 22. より作成。

⑦ S. Grodziski, "Les devoirs et les droites politiques de la noblesse polonaise", *Acta Polonica Historica*, 36 (1977), p. 172.

⑧ この時期、議会におおつて刑罰の強化が何度か議題に上つてゐるが、いずれも却下されてゐる。Kurdybacha, *op. cit.*, s. 51-53, 57.

⑨ 古代ローマ・ドイツ・フランス・ハンガリー・イタリア・スペイン及び非キリスト教徒の例としてタール・バトルロが挙げられてゐる。

⑩ この主張は後に『国家改革論』第三卷「戦争論」の中より詳細な形で展開される(1 244-251)

⑪ この時期の一連の反都市民立法について Z. Kaczmarezyk i B. Leśnodorski, *Historia państwa i prawa Polski*, Tom II: *od połowy XIV wieku do r. 1795*, Wyd. III, Warszawa, 1968, s. 58-62; *Historia*

sejmu polskiego, Tom I: *do schyłku szlacheckiej Rzeczypospolitej*, red. J. Michalski, Warszawa, 1984, s. 104. 参照。

⑫ DW II, s. 173 n. 但つゝこの国王の約束は果たされずに終つた。cf. Z. Wojciechowski, *Zygmunt Stary (1506-1548)*, Warszawa, 1946, s. 321-322.

⑬ cf. S. Piwko, *Frycza Modrzewskiego program reformy państwa i kościoła*, Warszawa, 1979, s. 27-28.

⑭ Lepszy, *op. cit.*, s. 153-154; Kurdybacha, *op. cit.*, s. 65-70; Voisė, *op. cit.*, s. 92-95; E. Lipiński, "Poglądy społeczno-ekonomiczne Andrzeja Frycza-Modrzewskiego", w: Id., *Studia nad historią polskiej myśli ekonomicznej*, Warszawa, 1956, s. 97-100.

第二章 『国家改革論』における改革構想

(1) 法制改革案

法制度の改革構想を中心に『国家改革論』におけるフリチ・モドジェフスキの国家像を検討していくにあたり、初めに彼の法概念について一言しておきたい。彼は全五巻から成る『国家改革論』の冒頭に「慣習論」を置き、次いで第二巻に「法律論」を据えているが、この配置は人間社会における法の理論上の位置付けに関わっている。

初期の演説において法の遵守と厳格な刑罰の適用を主張したフリチ・モドジェフスキではあるが、厳しい法律の網を張りめぐらした国家が彼にとって理想であつたわけではない。むしろ、「国家は慣習によつて最もよく——恐らくは法そのものによるよりもはるかによく——統治される」(1 36)と彼は考えていた。もし国家の中に純粹で汚れなき慣習が支配していれば、法律は不要である。しかし、ひとたび人びとが節度を失ひ、良き慣習が失われると、「溢れる川のような放恣さをせきとめるために」^① 厳しい法律が必要となる。法の多寡は社会状況の良否の指標である。「もしある国家において法

律が数多く且つ嚴格であれば、それは明らかに人びとの悪しき教育、不幸な性向、日ごとに大きくなる悪意を示している」（I 168）。従って、フリチ＝モドジェフスキにとっては良き慣習こそが第一義なのであり、国家の繁栄の最終的な基盤である。法による拘束は人間社会における理想ではなく、必要悪に過ぎない。彼が法律を論ずるに先立って慣習論に多くの紙数を費しているのは、このような理論的前提に基づいている。

しかし、初期の演説の内容から明らかなように、当時のポーランド国家は慣習のみで統治される理想国家とはほど遠い状況にあった。法制改革論は、この不幸な現実即ちした実践的要請から生まれてくる。^②と同時に、倫理的次元を重視した彼の制度改革構想は、法律の網の目にはかからないような教育や民衆の日常生活の領域までもも国家の規制のもとに作りこもうとする傾向を強く示すことになった。以下、権力の集中と諸身分間への分配とのバランスに留意しながら、彼の改革案を具体的にみていくことにしよう。

『国家改革論』において、殺人刑罰法論における主張は法一般に敷衍される。彼は比喩を用いて次のように述べている。「何を病んでいるか病気の種類を知れば彼〔医師〕にとつては十分なのであって、治療を求めている者が領主であるか農奴であるか、シュラフタであるか平民であるかは問題ではない。同様に、法律は犯罪者の犯行を同一の尺度によって罰し、等しく万人の利益、平和、安全について配慮するために存在する」（I 165-166）。こうして法制度全般にわたって法の身分的差異が批判され、「法の前の平等」が主張される。それは同時に、国内の法体系の統一をも意味していた。「ひとりの君主に服するすべての人びとにとって同一の法律が制定されることが望ましい。同一の魂がひとつの肉体の各器官を活気づけ、動かし、支配するように」（I 209）。従って当時のポーランドにおける複数の地域法の併存も批判の対象となる。「なぜヘウムノ法によれば私に与えられる同一の財産が、マグデブルク法によれば私から奪われるのか。なぜポーランド法によれば死んだ兄の財産は彼の遺された妹から奪われるのに、マゾフシェ法によればそれが授与されるのか」（I 225）と彼は問い、「彼〔立法者〕はひとりの君主の命に服するすべての地域に同一の法を制定するよう尽力するべきである」（I 224）

と説いた。

しかし既存の法制度の問題点は、法体系の身分差と地域差だけにあるのではなかった。立法のあり方自体が混乱を生みだしていた。「古い法が廃棄され、新しい法が考案される。このため、あまりに多くの法や命令が存在するので、すべてを理解するのに十分な勤勉さと記憶力を持ちあわせている者は誰もいないほどである」(I 216)。不安定で短命な法律は裁判の混乱を引き起こす。「しかし、それら「法」は永続きせず、大概、一年もたつと廃止されるため、裁判に際して何に主として従えばよいのかわからない裁判官たちをたいへん悩ませている」(Ibid.)。このような事態を改善するためには、より確固とした形で永続的な法典を編纂するほかないであろう。

では誰がそれを行うべきか。「この問題について考えるたびに、もしすべての身分から最も経験の豊かな人たちが選ばれるならば、それ以上に国家にとって利益となることはないと私には思われる」(Ibid.)。これらの人びとは、各国・各時代の様々な法の理論と実際とに通じ、「外国の慣習や都市を見聞した者」、「あらゆる学芸にできるだけ精通した者」であるのが望ましい(Ibid.)。フリチ・モドジェフスキがこの「法律委員会」を全身分の経験ある人びとから構成している点は重要である。そこには、「むしろ家産の管理に従事し、おそらくそれに加えて多少は裁判にもたずさわってはいても、法やあらゆる公正さの源泉が存するところの術を知らない」(Ibid.)のようなシュラフタのみが立法を行うことへの批判がこめられている。立法者の関心は私利私欲や特定の身分の利害ではなく、公益にあるのでなければならぬ(I 166)。従って「我々はほとんど毎年のように繰り返されるこの法の改革に関する心労からシュラフタ身分の人びとを解放しよう。そして、いわば彼らが従事し、鍛練を行うべき本職である戦争の問題をゆだねよう」(I 216)と彼は提案する。

但し、立法の際にローマ法がモデルとされる(I 220)だけでなく、「法律委員会」そのものが古典古代の立法者に喩えられていることから判るように、この組織の機能は代議制による立法機関のそれではなく、半永久的な意義を持つ法典を一回限り編纂することにある^④。従って法典成立後の状況の変化に伴って全く新たな法律の制定の必要が生じた場合には、

立法権は国王と議会にゆだねられる (I 209-210)。

しかし、このようにして法体系が統一・整備されても、裁判機構そのものに欠陥があったのでは意味がない。犯罪者は、その身分に関わりなく、即刻逮捕された上で速やかに裁かれるべきである (I 193)。しかるに現実はいえ、審理の相次ぐ延期、それに伴う巨額の経費と混乱のために裁判制度そのものが信用を失っている (I 203)。上級審としての議会も国王も訴訟件数の過剰のために問題を処理し切れない (I 204, 207)。フリチ＝モドジェフスキが「王国の全身分の者が、他の裁判官の判決に対して控訴することができ、そこからもう上告できないような最高裁判官 *iudices generales*」 (I 204) の設置を提案した理由はここにあった。

最高裁判官は「全身分から *ex omnibus ordinibus*」選任されるべきであり (I 205)、フリチ＝モドジェフスキはその構成を「聖職者身分から三名、シュラフタから三名、平民 *plebs* から三名の計九名」と具体的に規定している。ここから、この司法機関は「九人裁判所或は九人委員会 *iudicium nel collegium nouemvirale*」と呼ばれる (I 208-209)。九名の裁判官は「常に共にあり、あらゆる事件や訴訟について互いに協議する」が、「各三名が自らの身分の人びとを裁く」こととされる (I 209)。従って最終的に下される判決については身分間の区分が維持されることになる。

司法に関わるいまひとつの重要な論点は、領主裁判権の批判と農民の上級審への控訴権の擁護である。彼は農民の置かれている状況から、彼らの上告権を奪うことの不当性を次のように訴える。「あなたはあなたの農民にどれほどの自由を残しているか。農民は十分の一税の支払いを免除されていないし、地代や貢納の支払いからも、あなたに対する賦役からも自由ではない。あなたにとっては完全に開かれている官職獲得の可能性も全くない。その時、いかなる自由が残されているか。それは法と裁判が平等に科されることでなくて何であろうか。そして彼があなたを正当な裁判官に訴える権利と機会を持つことでなくして、いったいあなたは何をその重要な点とみなすのか」 (I 201)。また、領主裁判は公正な裁判としての体裁を備えていない。「もし我々が領主に彼ら自身の事件における裁判権を与えるならば、我々は公正な裁判のあ

らゆる原理に反しているのである。なぜならば、公正な裁判は三名の人物〔原告、被告、裁判官〕を必要とするのであるから、原告が同時に裁判官となるのは妥当ではないだろうからである。」従って、「領主にとって農民を、農民にとって領主を正当な裁判に訴えることが自由であるべきである」(I 201)。

以上のことから、司法の領域においてフリチ＝モドジェフスキが目指していたものは、一方では司法の中央集権化であり、他方では裁判に関する諸権利の諸身分間への均等な配分であったと言えるであろう。

さて一旦判決が下されたならば、それは速やかに執行に移されなければならない。しかしここでも現実是要請を裏切っていた。「我々のもとでは判決に関して多くの妨害が存在する。そのためにその執行によって決着がつくことは少ない」(I 217)。次に執行に関わる諸機関——国王、議会、官吏——に眼を転じて順序フリチ＝モドジェフスキの改革案を検討しよう。

王権は「全世界の唯一の王である神の地上における似姿^{イミト}を表現するもの」であり、「最も神聖とみなすべきもの」である(I 54)。問題はその神聖さの由来についてフリチ＝モドジェフスキが与えている説明にある。「あらゆる諸国において、徳の大きさによって勝っている者は、残りの多くの者よりも常に極めて僅かであった。そこで人びとは、そのひとりを万事において最も賢明で最も公正であるとみなし、彼が国家全体によく貢献しうることを期待し、彼に統治権^{インベリクム}をゆだねたのである」(I 54)。つまり王権は神によって直接に、或は教会の仲介を経て与えられるのではなく、国民によって与えられるのであり、この点でフリチ＝モドジェフスキの考えている国王は「独立の人格としての国家の代表者ではなく、市民共同体 *die Bürgergemeinschaft* の代表者」であるとする A・ルチャクの見解^⑦は正鵠をえたものといえよう。

フリチ＝モドジェフスキの選挙王制に対する支持はこのような国王観に対応している。「ポーランドの国王は、国王に生まれるのではなく、全身分の意志によって選ばれる *voluntate ordinum omnium eligantur* のであるから、自らの意のままに法を制定したり、税を課したり、何かを恒常的に定めたりする権力を有するべきではない。彼らはすべてを諸身

分の同意に従って、また法の命ずるところに従って行つ」(I 54-55)。国王選挙の方法については『国家改革論』第二巻「法律論」第六章「官職に関する法」の中で他の官職の選任方法と並んで扱われているが、国王は自国民の中から選ばれるのが望ましいこと、選挙の方法が法律によって規定されるべきことの他に、彼が第四巻「教会論」で提案した司教選挙の方法が適用されることが述べられているにとどまる(I 174-175)。そこで、ここで彼の司教選挙案に触れておく必要があるだろう。

フリチ＝モドジェフスキは国家と教会をしばしば類比させて論じているが、彼の教会改革構想は時に国家改革案以上にラディカルである^⑧。全身分の俗人参加の原理に導かれた司教選挙案もその一例である。司教の席が空くと、まず世俗の君主がその司教区で人民集会 *comitia populi* を召集する。この集会には身分に関わりなく各教区民が自由に参加できる(II 486)。フリチ＝モドジェフスキはそこに集まる人びとを国家官僚、シュラフタ、都市民、農民の四身分に分類した上で、各身分から三名ずつ、計一二名の俗人の選挙人を選出するよう指示している。更に聖界からも一二名の選挙人が選出され、これらの聖俗合わせて二四名の選挙人が司教を選出する(II 486)。「聖職を授与する際には、この地位にふさわしい徳と学問を最も多く考慮するべきである」(II 475)から、司教は必ずしもシュラフタである必要はない^⑨。

フリチ＝モドジェフスキが以上のような司教選挙案をそのままの形で国王選挙に適用しようと考えていたかどうかは疑問である。何らかの変更を加えない限り聖職者の選挙権の比重が高くなり過ぎるし、司教位と同様に王位への被選挙権も全身分に開かれているとは考え難い。しかし、彼がここで全身分による国王選挙を提起していることは疑問の余地がないのであって、この点はシュラフタのみが選挙権を保持していた当時のポーランドの現実に照らして重要である。

こうして選挙によって王位に就いた国王は「自らが民のためにあるのであって、民が自らのためにあるのではないことを理解するべき」(II 67-68)であり、「たしかに国家は君主の恣意によってではなく、法の命ずるところに従って統治されるべきである」(I 226)以上、王権は公益と法によって拘束されることになる。王権に対して公益を代表する機関として

議會が存在する。

まず、二院制議會のうち上院に相当する元老院 *Senatus* は「国家全体の中で国王に次いで高い地位を占める」機関である。その役割は「国家の最高評議會、公共の安全と名誉の番人」として「国王や君主に立派で栄えある行為を促し、恥ずべき不徳な行為を諫止し、その邪な欲情を制する」ことにある(Ⅱ76)。また元老院の判断なしには国王が行いえない国事行為として法の公布、判決の執行、戦争の指揮を挙げている(Ⅱ74-75)。ここから元老院の権限が立法と共に行政機能をも含む広範なものであることがわかる。従って元老院身分はできる限り精選されたメンバーで構成されなければならないが、その任命権は国王が握っている。「我々のもとでは、それ〔元老院身分〕はほとんどあらゆる種類の聖俗の官職から成っている。従ってこれらの官職を選任する際には国王は最大の入念さをもってこれを行うべきである」(Ⅱ73)。また、国王は元老院の討議に臨席し(Ⅱ74)、議決に際しては「票数を数えるのではなく、票の重さを量る」(Ⅱ81)ことによって主導権を握り得る立場にある。従って元老院の機能は、一方で王権を拘束しながら、他方で国王の意志の表明の場でもあるという両義性を帯びている。

元老院に比べると、下院に相当する代議院 *nuntii terrestres* に関する言及は意外と少ない。「ポーランドにおいては国王と元老院の他にシュラフタ身分がきわめて大きな権限を有して」おり、「シュラフタ身分によって個々の地方から一定の使節が送られる習わしになっている」^⑩フリチ・モドジェフスキは、「もし何らかのことが国家に害を及ぼすとみなすならば、それに対して異議を申し立てる」彼らの役割をローマの護民官のそれに喩えている(Ⅱ70-71)。そして「我々のもとで多くの優れたことがシュラフタ身分の同意のもとに決定され、多くの有害なことがその不賛成のもとに拒否されるのを我々は見てきた」としながらも、「従来、この身分は自己愛が過ぎて、自分たちの自由ほどは国家について配慮しなかった」ことを批判し(Ⅱ71)、議員に対する多額の経費支給が国家にとって大きな損失をもたらすことを理由に議員数の削減を要求している(Ⅱ212)。従ってフリチ・モドジェフスキの代議院に対する期待はあまり大きなものとはいえない。代議

院議員の身分的偏向を批判しながらも、都市民や農民の代表を招くことによって議会の社会的基盤を拡大することは全く彼の念頭にはなかった。むしろシュラフタの議員を護民官に喩える点で、彼は議会の身分的構成に関する限り現状維持を望んでいたといえよう。

以上のような王権を拘束する要素と並んで、フリチ＝モドジェフスキは王権の手足となる諸機関にもかなりの紙数を割いている。まず、国王ときわめて緊密な関係で結ばれた助言者 *consiliarius* と秘書官 *secretarius* がいる。前者は「彼〔国王〕から決して離れず、万事について共に考え、為すべきことをすべて協議し、定例の元老院が召集される際には、元老院に提出するに先立って所定の案件につき賛否いずれに与するかを共に討議する数名の腹心」である（173）。また、後者は「国内外の問題や仕事のために、まかせられた任務を果たし、処理する」者であり、このような官職を置くことは「きわめて広大な領土を指揮し、相異なる諸民族と共に問題を抱える君主にとってはなほだ都合」である（174）。

また、フリチ＝モドジェフスキは風紀検閲官（185-86）、結婚監査官（187-88）、建築管理官（193-94）、都市の治安維持官（194-98）、貧民管理官（198-100）、市場管理官（188-93）、財務官（1273-274）等の一連の官職の新設を提案している。

前五者は良き慣習の保全と治安の維持に関わる。いずれも民衆の生活の細部にまで国家の介入が要請されている点が注目される。ここで問題となっているのは、違法行為の取り締まりよりはむしろ国民の社会生活と労働規律の監視である。これらの官職の設置によってフリチ＝モドジェフスキはいわば法を越えた次元をも国家の規則領域の中に組み込もうとしていると言えるだろう。残りの二官職は経済・財政に関わっている。市場管理官は、当時のポーランドの大量の穀物輸出に伴う物資欠乏と物価騰貴に対処するために、国内の收穫高を計上し、それに基いて輸出高を決定し、市場における各商品の価格と取引量を統制するものである。財務官は統一された租税制度に基づく中央国庫の管理を行う。^① このようにフリチ＝モドジェフスキの官職新設案は、いずれも行・財政上の執行権の拡大と中央集権化を強く意識したものであった。

しかし他方で彼はシュラフタによる高位官職の独占を肯定している。「我々のもとでは公共の安全を維持する最高の頭

職は祖先の慣習と制度に従ってシュラフタのみに与えられることを私は知っている。このことは明らかに正当である。なぜならば、おそらくシュラフタだけが我々のもとで不動産と十分確固たる資力を有し、卑賤な仕事に従事もしないし、人びとの憎悪を呼びおこすような儲けを得ることもないからである」(I 104)。財産を持たない者に官職をゆだねると「国家自体に必要なものを求める」ことになる点を彼は懸念したのであった (*loc. cit.*)。

以上、立法・司法・行政の各領域にわたってフリチ・モドジェフスキの改革案を検討してきた。法の統一、裁判制度の整備、国民の生活領域にまで及ぶ執行機関の設置等の諸提案は、確かに国家の中央集権化と王権の強化に結びつき得るのである。それでは彼の目指していたものは「国家主権と君主個人の結合」(W・ヴォワセ)であると言えるであろうか。

フリチ・モドジェフスキの王権に対する微妙な姿勢は、大逆罪 *crimen laesae maiestatis* と所謂ウルビアススの格率「君主は法の拘束を受けな」*princeps legibus solutus est*」をめぐる議論の中にうかがうことができる。当時のポーランドの法制度は大逆罪の対象を国王個人に向けられた違法行為に限定する趨勢にあった。^⑬しかし、フリチ・モドジェフスキは「判決を下すことを邪魔したり、裁きを踏みにじる者、官吏がその職務を遂行する権限を阻止したり奪ったりする者は、国家に反して振る舞うのであるから大逆罪を宣告されるべきである」(I 107)と述べることににより、君主だけでなく、公務に携わる者すべてに大逆罪の適用範囲を拡大している。国王の手足となるべき官僚に対する違法行為を大逆罪に含めることは、明らかに国王の大権を強化するものである。しかし同時にフリチ・モドジェフスキは、大逆罪の濫用が君主に追従する気風を生み出すことを警戒する (I 108)。彼はウルビアススのテーゼについて次のように考える。「君主は法の拘束を受けないと述べた人びとは、万事において完全無欠で、万人の中で最も賢明で公正で善良な人間であるような君主を念頭に置いていたように思われる。なぜならば、法が命ずるべきことをすべて自らの意志から行うような者にとって、法は何ゆえに存在するであろうか。むしろそのような者は自ら生ける法であり、万人にとって倣うべき模範であつたらう」(I 226)。それはキリストか、パウロが「彼らには法を定めることはできない」と述べたような人物であり、このような者

に対して法が定められないのは「彼らが神の靈によって動かされ、自発的に命ぜられたことを行う」からである(226)。こうしてローマ法の解釈にキリスト教的要素を導入することにより、フリチ＝モドジェフスキはウルピアヌスの格率の原理的な正当性を認めながらも、その適用範囲を神の国の領域に限定し、通常の世俗的領域をそこから除外した。従って地上の現実の国家においては、法は国王をも拘束するものとして現れる。彼の国家論においては君主の意志が現世の国家における窮極の意志となることはあり得ない。君主は他の官吏と共に法の命令の貫徹のために奉仕する「法の番人であり守り手」(226)であるに過ぎない。彼の国家論は「法共同体」——国王もまたその一員である——の存続を前提とし、その法が治者・被治者の双方を共に拘束するという点で、きわめて伝統的な政治理論の枠内に位置しているのである。そこには後にJ・ボダンが主張するような、法を単なる主権者の命令としてとらえ、治者と被治者の間に一方的な支配—服従関係を想定する如き近代的主権論の入り込む余地はないとみるべきであろう。従ってフリチ＝モドジェフスキが「ボダンをはじめとする絶対君主制論者に数十年駆けていた」とするヴォワセの見解は認め難い。

我々はフリチ＝モドジェフスキの法制改革構想の中に、中央集権化への志向——近代的な主権の確立には至らないにせよ——と並んで、もうひとつの方向性を見い出す。それは諸身分間への権力の均等な配分への志向である。この二つの志向はどのように関係づけられるであろうか。その際、シュラフタ身分はどのような位置づけを与えられるであろうか。次にこの問題に検討を加えてみよう。

(2) フリチ＝モドジェフスキの国家像

既に述べたように、フリチ＝モドジェフスキは都市民の所有権を擁護し、農民に対する領主裁判権の不当を訴え、「法律委員会」、最高裁判所、国王選挙に関して全身分の関与を認めている。これらの主張には、政治・社会上の重要な領域においてシュラフタの独占的支配を回避しようとする姿勢が明確に見てとれる。しかしながら、他方で彼はシュラフタの

議会における代表権、官職特権及び軍事上の指導権の独占を不問に付している。このため、シュラフタの政治・軍事上の優位は彼の改革構想の中でも決して一掃されてはいないのである。にもかかわらず彼がしばしば「平等 *aequalitas*」について語っているとすれば、彼がこの言葉によって何を表現しようとしていたのかが問題であろう。

例えば彼は次のように述べている。「国家は貧しき者と持てる者、シュラフタと平民、様々な諸身分から成っている。

それゆえ、もし市民の間に確固たる調和があるように望むならば、国王は、彼らの間にできる限り平等をうちたてるようにするべきである」(I 61)。しかし、すぐ後に彼は次のように続ける。「しかし、これは彼らの間ですべてのものを共有にするとか、貧しき者に与えるものを富める者から奪うとか、シュラフタの特権を平民に認めるとか、諸身分を混ぜあわせるとかいうことではない。そうではなくて、すべての者の魂から高慢、我執、尊大さといった類の人間社会を混乱させる疾病を取り除くことである」(*ibid.*)。そして「これらの欠点の追放によって財産や運命の差異の中に魂の平等性が確保されるであろう。これこそ平和と和解の確保のために最も必要なものである」(I 160)。

従ってフリチ「モドジェフスキにとって「平等とは即ち人間性、好意、同情、正義 *aequalitas, hoc est humanitas, benevolentia, misericordia, iusticia*」(I 61)なのであり、あくまで倫理的価値として存在する。それは社会的不平等——財産や運命の差異——を否定するよりはむしろそれを補完し、原理的に不平等な身分制社会を安定的に維持する機能を果たしている」とさえ言い得るのである。彼が初期の演説以来、様々な角度から行ってきたシュラフタの偽善、傲慢、横暴に対する厳しい批判も、ある程度、以上のような文脈の中で理解されなければならない。それは身分制的な社会構造そのものに異議を唱えるものではなかったのである。

ここである程度と言ったのは、しかしすべてが「魂の平等性」の中に解消されているわけではないからである。フリチ「モドジェフスキは重大な抜け道をひとつ用意していた。それはシュラフタ概念そのものの問い直しに関わっている。

社会的不平等のうち最大の問題は、シュラフタの他の諸身分に対する過度の優越である。しかし、フリチ「モドジェフ

スキの見たところ、シュラフタが傲慢に振る舞うとしても、それは何も彼らが生来野蛮な氣質の持ち主であるからではなく、既にそのような慣習が社会の中に出来上がっているからである（I 535-541）。彼はそのような慣習の歴史的相対性を認識していた。「貴族と平民は人間の創り出したものである。これらの位階は徳を証明し、或は促すために人間によって定められた」（I 96）。ここでも徳という契機が重視されている点で倫理的なトーンから脱してはいないが、この認識が血統原理に基づく当時の身分観と一線を画するものであることは間違いない。

徳が重視されれば貴族位の世襲制度は自明のものではなくなる。徳は個々の人間の属性であって、血によって代々伝わるものではないからである（I 106-107）。従ってフリチ＝モドジェフスキは「血によってシュラフタ位が伝えられるという観方はこの世から消えるべきである」（I 510）と主張し、徳や学問にすぐれ、國家に対して貢献した者であれば、たとえ平民の生まれであってもシュラフタとみなすべきであるとまで考える（I 107, 116）。もしこの議論を推し進めていけば、貴族の血統原理の完全な否定に行き着くであろう。

しかし彼は最後まで行かずに途中で立ち止まる。「かのシュラフタ *nobils* と騎士 *miles* との混同を認めるべきではないのではないか」——彼の歩みをとどめたのは、このような疑問であった。「人はたとえシュラフタに生まれようとも騎士に生まれることはない。そして学者が学者の息子とは別物であるように、騎士と騎士の息子は別物である。〔……〕騎士の名誉は、一部は國家における功績によって、一部は定められた儀式によって、獲得される。〔……〕従って騎士とシュラフタの区別がなされるべきであり、決して騎士の称号に値しないようなシュラフタ一般にこれが与えられるべきではない」（I 176）。ここでフリチ＝モドジェフスキは、既に『逍遙演説』において引用していた文句「従士に優る騎士」を再び取り上げて、騎士の位がそれにふさわしい高い人格を要求するものであることを強調している。すべての著作をラテン語で著した彼が唯一ポーランド語で書き記した文句であるだけに、当時の読者も強い印象を受けたことであろう。

フリチ＝モドジェフスキは貴族を世襲的なシュラフタと、國家への貢献に基づく騎士に区分することによって、一方で

血統原理を保留しながら、他方でシュラフタ以外の者にも社会的上昇の可能性を残そうとしたのである。この騎士の概念は官職特権等と関連させて論じられてはおらず、その社会的・政治的位置づけは必ずしも明確ではない。^⑥しかし、まがりなりにも貴族身分が開かれたものと見なされている点は重要である。それは、身分的所属を決定する基準として血統に換えて（或はそれに加えて）徳や学問を採用することにより、身分間の移行を認めつつ、身分制の枠組自体は維持しようとする妥協的な試みであった。

ここで部分的にであれ、血統原理に換えて徳や学問といった教育に関わる基準が導入されていることは、フリチ＝モドジェフスキの国家観の根幹に関わる問題である。彼は次のように述べている。「国家に関するすべての問題は、私の見るところでは、主として三つの部分から成る。もしそれらがよく確立されているならば、国家はよくうち建てられていることになる。これらの三つの部分のうち、第一は市民の共同体の統治、維持、及び防衛に関わる。第二は永遠の神の宗教の純粹で敬虔な崇拜に関わる。第三は、若者を正しく教化し、教育することに、関わる」（I 32）。ここに『国家改革論』の第五巻として特に「学校論」の加わる必然性があった。

「学校はあらゆる徳の源泉と根本を明らかにした第一のものである。国家を統治するかの法は、結局いわばこの徳という土台の上に築かれる」（I 514）。従って「学校身分 *ordo scholasticus* は国家に対する貢献において最高の身分に匹敵する」のであり、この身分を「あらゆる手段によって維持し保護することは国家にとって重要」である（I 515）。この国家の礎石ともいべき学校への入学許可の基準は、身分や家柄ではなく、生徒の能力にあるのでなければならない（I 515）。学校経営の資金としては教会財産が充てられ、国家が各修道院の収入を査定して、給養するべき生徒数を決定する。生徒は「教会或は国家のために尽力することを誓約し、後にこれを履行する義務を負う」（I 518）。従って、これは一種の奨学金制度であると言ってよい。「学校は教会に有能な説教者をもたらす。〔……〕学校は我々に雄弁家を、君主に弁のたつ助言者を、国家に聡明な指導者をもたらす」（I 515）。こうしてフリチ＝モドジェフスキの構想において、学校はすべての身

分の者に門を開き、徳や学問を陶冶し、国家のために貢献する人材を育て、非シュラフタ身分にも社会的上昇の道を開く公的な機関として位置づけられた。S・コットは『『国家改革論』は近代ヨーロッパにおいて、学校制度をも国家の管轄内に含めた最初の政治的著作である』という評価を与えている^⑦。

以上、フリチ＝モドジェフスキの国家改革構想を、主としてそのシュラフタ身分批判の側面から概観してきた。ここで、これまでの検討の内容を踏まえて、彼の国家像がいかなるものであったかを整理しておこう。

彼が『国家改革論』第一巻第一章で与えている国家の定義——「法によって結ばれ、多くの隣人から成り、善き幸福な生活のために設立された集合体であり共同体」(280)——それ自体は、多くの研究者が指摘するように、古典古代の著作からの引き写しであって、格別目新しいものではない^⑧。彼の独創性は、この目的論的な定義を梃子にして現実態としてのポーランド国家の病弊を剔抉し、可能態としての理想国家に近づけるための具体的な改革のプログラムを呈示しようとした点にある。その改革の基本方針は身分制的な枠組を保持しつつ、当時ますます強まりつつあったシュラフタ身分の社会的・政治的突出を抑えることにあった。その際、彼が用意した方策は三つある。第一に国家の統治機構の統合・一元化と法の支配の徹底化を通じて身分的特権の濫用による無政府状態^{アナキヤ}の進行に歯止めをかけること、第二に国王選挙、法典の作成、最高裁判所といった国制上重要な領域において全身分の関与を認めること、第三に血統原理を一部、教育原理に代置することによりシュラフタ身分の閉鎖性を緩和し、社会的流動性を維持することである。そして、各身分から中央の統治集団への優秀な人材の登用の可能性こそは、彼の国家論における中央集権化への志向と諸身分間の均衡化への志向を媒介する中間項であった。このような方法によって彼は、諸身分から成る国家の全体の有機的調和を回復しようとしたのである。

既に述べたように、一九五〇年代のポーランドの一連の研究は、フリチ＝モドジェフスキのシュラフタ批判の中に初期資本主義的なブルジョワ・イデオロギーを読みとり、彼の改革論の近代的・進歩的性格を強調した。確かに、公教育の主

張や、救貧政策論における世俗的禁欲と労働規律の強調等に見られる近代性は注目すべきものである。¹⁹ しかしながら彼の改革論の主眼は諸身分間の調和の回復にあるのであって、その主張を特定の社会階級の利害のイデオロギー的表現の中に取りこもうとするアプローチでは、かえって彼の国家観の本質的な部分を取りこぼす恐れがあるのではないか。シュラフタ身分の過度の優位が問題視されている以上、非シュラフタ身分にとって有利な提案が様々な領域にわたってなされていることは確かであるが、彼の描く国家像を全体として眺める時に、そこに全体の調和を損うほどに強力にその利益が擁護されている階級を見出すことは、むしろ難しいのである。翻ってみれば、総じて彼の国家論には、国家を特定の方へと導く推進母体のイメージが希薄であり、このことは彼の改革案が必ずしも現実には反映されるに至らなかった一因であるといえよう。

しかし、それではバックヴィスやタズビルの言うように、フリチ＝モドジェフスキの改革論は一六世紀のポーランド社会の現実から遊離し、ノスタルジーに染まったユートピア的な産物なのであろうか。次章では書物の中から足を踏み出して、当時の社会の中に彼の改革論を置いて外から眺める時に、そこに盛り込まれた内容がいかなる意味を持ち得るかを考えてみよう。

① 法の源泉についてフリチ＝モドジェフスキは「法律は或は自然から生じ、或は慣習や国民の制度によって認められ、また若干は神に由来する」と述べ、「国民の制度はもし称賛に値するとすれば、自然の法なり神の法なりに従わなければならない」としている（17）。従って人定法は神の法または自然法に従属する。この点はトマス・アクィナスに一致する。「人間によって制定された法はすべて、それが自然法から導出されているかぎりにおいて法の本質 *ratio legis* に与るといえる。『神学大全』第一三冊（稲垣良典訳）、創文社、一九七七、九四頁。但し、W・ヴォワセは後期の著作になるほど自然法が神の法に

対して優位に立つ点を指摘している。Voise, *op. cit.*, s. 200-209.

② 従って現実の改革の順序は理論構成上の順序とは逆になると考えることができる。S・ピフコは、フリチ＝モドジェフスキにおける法は過渡的な国家形態の統治原理であり、慣習の支配する最終的な国家形態に至るために意図的に除去していくべきものであると解釈し、彼の改革論を「法治主義 *legalism*」（他律的命令）段階から「道德主義 *moralism*」（自律的規範）段階への二段階構想として把握している。Pivko, *op. cit.*, s. 48-52.

③ フリチ＝モドジェフスキ自身はこの立法集団に特定の名称を与えて

「なるのべ」はルチャクの命名（die Gesetzeskommission）に従った。A. Luczak, *Die Staats- und Rechtsleiste des polnischen Renaissancefürstentums Andzej Frycz Modrzewski (Andreas Frisius Mordevius)*, Zürich, 1966, S. 84-85.

- ④ 「正」不正を判断する正義の尺度は唯一且つ恒久不変であらねばならぬ。ゆえに公正なる法もまた同様であらねばならぬ」(C 225)。
- ⑤ この「plebs」の解釈には異議ある。一五七七年に出版された『國家改革論』のポーランド語訳版に若干の脚記者の「C・ベネリオン」が「tres plebs」と「trzej z miejskiego」(都市民の三分)と記した。A. Frycz Modrzewski, *O poprawie Rzeczypospolitej*, Przekład Cypriana Bezylika z r. 1577, Wyd. II, fotofasetowe, Warszawa, 1953, s. 93. このためベネリオン版に基づいてこの部分が都市民の事を指しているとの見解がなつて存在した。St. Tarnowski, *op. cit.*, s. 186; W. Maliniek, *Andreas Frisius Mordevius. Ein Beitrag zur Geschichte der Staats- und Völkerehrtheorien*, Wien, 1913, S. 87-91. しかしフリチ＝モドジェフスキが身分からの裁判官選任を主張して「農民の上級審への控訴権を擁護している点を考え合わせるべし」といふ「plebs」は都市民だけでなく農民を含む平民を指していると考えられる。cf. Kundbach, *op. cit.*, s. 155-156; Voisé, *op. cit.*, s. 222; Luczak, *op. cit.*, s. 125-126.
- ⑥ 一四九六年と一五〇一年の憲法により農民は領主の随伴なしに城塞・都市裁判所に告訴することを禁じられ、一五一年からは国王裁判所の控訴権を失う。Kaczmarczyk i Leśnodorski, *op. cit.*, s. 53.
- ⑦ Luczak, *op. cit.*, S. 87.
- ⑧ フリチ＝モドジェフスキ自身がこの点を認めている。「もし我々が第一巻で確かな根拠をもって示したように、國家や公的な人間社会において、出自や富よりも徳をより上位に置かなければならないといふ

ことが正しいとすれば、學問や高潔な行いと結びついた徳が正當に第一位を占めるべき教會に若干の、なおあるべきものがある」(C 475)。

⑨ この点については「教會論」第二章「徳と學問による聖職に任じ、聖職者の団体に加わるべきもの。一 親族關係、何らかの個人的好意、聖職売買に与らざるべきもの。二 出自や富にまつるべきもの」(C 472-484)を参照。

- ⑩ «quester ordo, a quo miti solent ex singulis municipis certi legati» municipium 及び「この地方の選挙区としての地方terraの代表として用いられるもの」の用法についてはK. Grzybowski, *Teoria reprezentacji w Polsce epoki odrodzenia*, Warszawa, 1959, s. 107 参照。

⑪ 國庫設立案についてはI 264-277, 536-539 参照。

⑫ Voisé, *op. cit.*, s. 79-80, 128-132, 147.

⑬ 一五二〇年及び一時、大逆罪の対象は上院兩院の議員と裁判官に及びたが、一五三九年に再び国王に限定された。以後この解釈が定着した。Kaczmarczyk i Leśnodorski, *op. cit.*, s. 332-333.

⑭ cf. T. Fijałkowski, "Andzej Frycz Modrzewski wobec tradycji prawa rzymskiego" w: *Problemy*, s. 179-180.

⑮ 佐々木毅「主権・抵抗権・寛容——ジャン・ボタンの國家哲学——」岩波書店「一九七三」九八—一三〇頁参照。

⑯ 例えは「逍遙演説」において土地を所有する都市民にシラフタ位を与えろという提案がなされており、出自に代わる貴族位の基準として、國家への貢獻と土地所有の二つが考えられていたようにも思われるが、兩者の関連は明らかでない。ルチャクは外面的特徴による貴族(血統と土地所有)と内面的価値に基づく本来の貴族(徳と學問)との二分と解釈している。Luczak, *op. cit.*, S. 118.

⑰ Kot, *Wpływ starożytności*, s. 67. 但し「フリチ＝モドジェフスキ

は教育の内容にはあまり触れていない。『国家改革論』の完成に先立

ってシモン・マリチウシチ・Szymon Maryczusz の『学校論』(卷 De Scholis seu Academicis libri duo (1551) が刊行されたため、そこから参照するよう指示している (1525)。マリチウシチについては H. Barycz, "Znamowany talent Szymon Maryczusz, humanista i pisarz pedagogiczny", w: Id., *Z epoki renesansu, reformacji i baroku: Prądy-idee-ludzie-książki*, Warszawa, 1971, s. 453-503. を参照。

⑩ 「国は、現にわれわれが見る通り、いずれも或る種の共同体である。そして共同体はいずれも或る種の善きものを目当てに構成されたものである。」アリストテレス「政治学」(山本光雄)『アリストテレス全集』

第三章 構想と現実のあいだ

一六世紀のポーランドにおける政治状況を念頭に置きながらフリチ・モドジェフスキの国家改革論を読む時、読者はそこに大きな空白の存在を認める。それは、国王とその周辺——元老院を含めて——に与えられた叙述の量と権限の大きさに比べて、代議院に関する記述が量的に見ても少ないことである。L・コプロチンスキはリベルム・ヴェト研究の中でこの点について早くから次のように指摘していた。「モドジェフスキは当時の進歩的潮流の代表者として、また時代にはるかに先じた法の前の平等の先駆者としては偉大であるが、当時の出来事の重要性を全く理解せず、議会改革の価値を正當に評価しなかった。幾つかの道徳的な警句を除けば、代議院についていかなる言及もみられない。」^⑪

この点にフリチ・モドジェフスキの「意図せざる、無意識的ユートピア」を見い出したのがバックヴィスであった。彼はフリチ・モドジェフスキの議会との関わり方が決して緊密なものではなかったことを指摘した上で、教育原理の主張に着目する。バックヴィスによれば、フリチ・モドジェフスキの重視した「学校身分」は個人的・階級的利害から離れて難

一五、岩波書店、一九六九、三頁。或は、「全世界を支配する最高の神にとって、少なくとも地球上で行なわれることで、法によって結ばれた、国とよばれる人間の結合と集合ほど気に入るものはないからである。」マールクス・キケロー「国家について」(岡道男訳)『同志社法学』一〇九(昭和四四)、六二頁。フリチ・モドジェフスキの国家論における古典古代の著作の影響については Kot, *Wpływ starożytności: Maliniak, op. cit.*, S. 113ff; Voisé, *op. cit.*, s. 47-56. を参照。

⑪ cf. B. Geremek, "Przyca Modrzewskiego program opieki nad ubogimi i europejskie spory wokół pauperyzmu w XVI w.", J. Dowiat et al., *Polska w świetle: Szkice z dziejów kultury polskiej*, Warszawa, 1972, s. 207-225.

問に判断を下すだけでなく、「他の諸身分を監視し、管理し、指導する社会の頭脳」である。問題は当時のポーランドにこのような集団が成立する余地があったか否かにある。フリチ＝モドジェフスキは代議院のシュラフタ以外の場所にそれを求めた。彼の描く国家は「元老院議員—人文主義者 *les senateurs-humanistes*」の支配する国家であり、バックヴィスによれば、それは彼が著述活動を始めた一五四三年には既に決定的に過去のものとなっていた。シュラフタこそがすべてにおいて有能であることを自覚した「上昇し、勝ち誇り、活力と才能に溢れた階級」であり、フリチ＝モドジェフスキが考えている専門的知識人の支配は現実には存在しない「過去を向いたノスタルジীর幻影」に過ぎない。^④バックヴィスはフリチ＝モドジェフスキを「懷古主義者 *Passeiste*」と呼び、次のような評価を下している。「彼はあらゆる社会的枠組の外で知的に生きるそのやり方によって、自らがまさしく真の知識人であることを示した。しかし、そのようにして彼は、一連の根本的な改革によって（確信に溢れてはいないとしても否定し難い活力をもって）国家と社会を変えつつあった階級から分離した。彼は、彼らの利己主義的な関心を抑えることで満身不振に気が狂ったように彼らの政治的権利を否定し、彼らの倫理的動機を足蹴にし、果ては彼らに社会におけるいかなる居場所も与えなかった。こうして彼は自ら自分の境遇に有罪宣告を下したのである。」^⑤

フリチ＝モドジェフスキの提起した改革案の中に、当時の社会状況の中では実現困難もしくは実現不可能と思われる点が多々あることは我々もまた認める。可能態としての理想国家を対置することによって現実の国家を批判するという方法に必然的に伴いがちなユートピア的性格も否定できない。また、都市民や農民に代議院における代表権を認めることによって身分制議会の社会的基盤を拡充するという発想を欠いていた点で、フリチ＝モドジェフスキの議会に関する議論は確かに「先見の明を欠いている」（ルチャク）^⑥と言えるかもしれない。

しかし、これらの点を認めた上でなお、バックヴィスのフリチ＝モドジェフスキ評価には若干の疑問が残る。それは、評価の前提となっている一六世紀ポーランド社会観に関わるものである。そこには前章で我々が考察したフリチ＝モドジ

エフスキの重要な論点との関連の上で、なお検討を要する幾つかの問題点が存在するように思われる。即ち、第一に代議院は政治的決定権をどの程度まで掌握していたのか、第二にシュラフタの知的水準は他の階層に比べて際立っていたか、第三にシュラフタ身分は閉ざされた身分であったか、という点である。これらの問題に答えることによって、フリチ・モドジェフスキの改革案がどの程度当時の現実を顧慮したものであったかがある程度まで明らかとなるであろう。

第一点に関しては、ヤギェウォ朝断絶（一五七二年）以前の段階におけるポーランド王権の力を過小評価することはできない。^⑦当時国王の周辺には新たな行政機構が形成されつつあった。ひとつは、国王官房を中心とした国王秘書官のグループである。秘書官職は高位官職へのキャリアの出発点に位置し、その任命は国王が行った。能力と教養に秀でていれば下位の身分からの登用もあり得た。彼らは国王の片腕として、内政・外交上の様々な任務に用いられた。^⑧いまひとつは、行・財政、司法上の特定の問題を担当するために国王の名のもとに随時召集される「国王委員会 *komisia królewska*」である。^⑨一五六八年にジグムント・アウグストにより設置された「海事委員会 *Komisja Morska*」はその一例である。^⑩ここで、フリチ・モドジェフスキ自身が、非常勤ではあったが、国王秘書官として主として外交上の任務に携わっていたことを想起する必要がある。外交政策における国王の権限は大きく「通常、この点に関しては議会の意見と決定は必要としない」のである。^⑪ジグムント・アウグスト治下に進出したこれらの国王の周囲の新たな統治の核の形成に歯止めがかかるのは、ようやく一六世紀末から一七世紀にかけてのことであった。^⑫

王権と議会の関係も、単なる両者の対抗関係に還元しえない側面を含んでいる。国王は議会を構成する不可欠の身分なのであり、その発言力は大きく、しばしば議決の行方を決定的に左右した。^⑬議会の制度的枠組は整えられつつあったが、国王の枢密機関としての性格を払拭しきるには至っていない。^⑭元老院に関しては、国王がこれを召集し、構成員をほぼ自由を選任したのであり、代議院に関しても、選挙区割と議員数の決定に介入することにより相当の影響力を行使した。^⑮代議院の中小シュラフタを中心にジグムント一世治下に始まった所謂「法の執行」運動の経過がこのことをよく示してい

る。

この運動は不当に譲渡された王領地の返還、リトワニア・プロシアとの合同、教会裁判権停止と十分の一税廃止等の要求を掲げて、一五五八・五九年のピョートルクフ議会で最大の争点となるが、執行派はこの時点までは国王と元老院の抵抗に屈して、教会問題を除けばさしたる成果をあげていない。^⑮ジグムント・アウグストはその後三年間、議會を開かず統治を行った後、一五六二年、方針を変更して議會を召集し、以後「法の執行」運動は国王の支持のもとで急速に成果をあげていく。^⑯この事実が示唆することは二つある。第一に、国王の方針変更の背後には王室財政の窮迫と執行派の勢力増大があったにせよ、国王の態度が運動の実効力を大きく左右したことは否定できない。^⑰第二に、少くとも一五六二年の執行改革に至るまでは、国王の政策の基本方向は、王権の手足として活動するエリートの協力を得てシュラフタとその代表機関の政治的影響力の増大を抑えることにあったことである。従って、少くとも『國家改革論』の執筆時（一五四八―一五二）には政治的決定権はいまだ代議院の占有するところとはなっておらず、国王とその周囲の行政機構の役割はなお無視しえぬものであったはずである。

第二の問題——各身分の知的水準——については、史料上の制約と方法論上の難点のために断定的なことを言うのが難しいが、ここではひとつの指標として識字率をとりあげてみよう。一六世紀に関してこの問題に先鞭をつけたA・ヴィチヤニスキは、一五六四―六五年に作成されたクラクフ州の租税受領証書に残されている署名を検討し、表2に示するような結果を得た。この統計による限り、シュラフタ身分の識字率は他の諸階層に比べて抜きん出て高いとは言いがたい。ヴィチヤニスキは読み書きの知識が都市民においても少くともシュラフタと同様に普及していたと推論し、当時のポーランドの男性人口の一二％が文字を書くことを知っていたと見積もっている。^⑱

但しこの数字は一地域の一年間の史料に依拠したものに過ぎず、一般化するのには危険である。少し遅れて一五七五―九〇年のクラクフ城塞裁判所の調書に残された署名に基いて、W・ウルバンは表3に掲げたような識字率を算定した。この

表2 1564—1565年のクラクフ州 (województwo krakowskie) における
諸社会集団の識字率

	文字の書ける者		文字を知らないと推定される者		そのうち、文字を知らない者が確認される者
	実数	%	実数	%	実数
I — シュラフタ					
1. 官吏、朝臣、従僕	134	91	13	9	3
2. 農民を保有しない小シュラフタ	13	9	130	91	3
3. 日雇労働者を雇用している小シュラフタ	5	1.5	29	85	—
4. 小土地所有者 (納税額 30gr 以下)	20	29	48	71	1
5. 土地所有者 (納税額 30gr 以上, 3zł 未満)	67	53	59	47	5
6. 土地所有者 (納税額 3zł 以上, 10zł 未満)	82	66	43	34	1
7. 富裕なシュラフタ (納税額 10zł 以上)	31	78	9	22	—
8. 分類不能なシュラフタ	106	91	10	4	2
小 計	458	57	341	43	15
II — 他のカテゴリー					
1. 農民	4	22	14	78	—
2. 都市民	39	91	4	9	—
3. 聖職者	32	94	2	6	—
4. 女性	15	26	43	74	—
合 計 (I + II)	548	58	404	42	15

A. Wyczański, “Alphabétisation et structure sociale en Pologne au XVI^e siècle”,
Annales E. S. C., 24-3 (1974), p. 708. より作成。

統計に従えば、シュラフタの識字率はヴィチャニスキの結果よりも全般に高く、農民のそれは格段に低い。また、ユダヤ人の識字率が高く、キリスト教徒の都市民に関しては上層と下層でかなりの格差が存在することがわかる。しかし、全人口中に占める識字者の比率を計算すると男性一七・五%、女性四%という数字が得られ、ウルバンはルネサンス期のポーランドの出版物が十分多くの読者を持っていたという点でヴィチャンスキの主張を裏付けたと考えている。^④

勿論、識字率だけで文化的水準を決定することはできないし、そもそも署名というプリミティブな技能の有無から識字率を算定すること自体に無理がないとはいえない。とはいえ、このような数字の背後に一六世紀のポーランドにおける教区学校の増設による初等教育の普及という現象が存在することを見逃すことはできない。^⑤ 当時の人文主義者M・クロメル Krömer は次のように語っている。「貧しい者も富める者も、シュラフタも平民

表3 小ポーランドの諸社会集団における識字率

		人 数		文字の書ける者		識字者内の比率	
		実 数	%	実 数	%	%	
マ グ ナ ー ト	男	860	0.2	860	100	0.9	1.7
	女	860		730	85	0.8	
富裕なシュラフタ	男	15,910	3.7	15,110	95	16.3	24.1
	女	15,910		7,160	45	7.8	
小シュラフタ	男	24,940	5.8	18,700	75	20.2	24.2
	女	24,940		3,740	15	4.0	
都 市 民 上 層 (Patrycjał)	男	6,780	1.6	4,750	70	5.1	6.9
	女	6,780		1,700	25	1.8	
都 市 民 中 層 (Pospółstwo)	男	34,400	8	13,760	40	14.8	19.2
	女	34,400		4,130	12	4.4	
都 市 民 下 層 (Plebs)	男	44,720	10.4	3,580	8	3.9	3.9 ?
	女	44,720		?	?	?	
ユ ダ ヤ 人	男	12,900	3	10,320	80	11.1	11.1 ?
	女	12,900		?	?	?	
農 民	男	288,100	67	5,760	2	6.2	6.2
	女	288,100		0	0	0	
聖 職 者	男	2,380	0.3	2,380	100	2.6	2.7
	女	200		120	60	0.1	
合 計	男	430,990	100	75,220	—	81.1	100
	女	428,810		17,580	—	18.9	

W. Urban, "Umiejętność pisania w Małopolsce w drugiej połowie XVI", *Przegląd Historyczny*, 68-2 (1977), s. 253, Tabela 12. より作成。

ジェフスキの「学校論」の社会的背景を考える上で重要であろう。^⑤

第三の問題は社会的流動性の有無に関わる。この問題に関する研究を続けてきたW・ドヴォジャチエクは、法的側面だけを見る限り、一五世紀を通じて貴族と平民の間に存在した中間的階層は消滅し、一六世紀初頭にはポーランドの貴族は

も、そしてとりわけ都市民が、子供を早くからラテン語に慣れさせようとして、男の子を学校にやったり教師につけたりしている。ラテン系の地方でさえ、当地ほど多くのラテン語で話すことのできる庶民を見い出すことは難しい。^⑥他ならぬフリチ=モドジェフスキ自身が当時の教育水準の上昇を肌で感じていた。「確かに我々の時代は、以前の時代に比べてはるかに教育が普及している。人びとのかんりの部分が聖・俗の書物によく通じ、それらを何遍も読み返している」(II 156)。これらの文章には人文主義者につきものの誇張があるのではないかと思われるかもしれない。しかし、当時、クラクフ大学への国内からの入学者数では都市民はシュラフタを上回っており、医学を除けば、学位を取得して卒業した者の圧倒的多数は都市民であった。^⑦このような状況は、フリチ=モド

既に「厳密に定義された法によって限定されていた」ことを認めている。^⑨ しかしながら、このことは必ずしも下位身分からシュラフタ身分への上昇の道が閉ざされたことを意味するものではない。例えば、国王による貴族叙任はむしろ一六世紀に増加する。^⑩ 叙任の理由は多様であり、軍事上の功績者、外国人の傭兵隊長、大都市の都市民、聖職者（とりわけ司教座聖堂参事会員）、クラクフ大学教授・国王や有力マグナート付きの医師・法律家等の知識人、国王官吏やマグナートの従僕等のケースが知られている。^⑪ この国王によるシュラフタ位授与は、一五七八年に叙任が議会の会期中に限定され、更に一六〇一年に個々のケースに関して議会の承認が必要とされるまでは、合法的な社会的上昇の重要な経路となっていた。^⑫

しかし、このような合法的な手段によるものよりも、非合法的な経路による貴族身分への流入の方がはるかに多かったと見られる。^⑬ 財産を蓄積した平民が、当時の「名前と紋章の混乱」^{カオス}を利用して旧家の貴族を詐称すれば、それはしばしば成功した。^⑭ 一般的な経路としては、有力なマグナートのもとに伺候したり、裁判所の書記を勤めたり、或は軍事上の奉仕により財産と一定の社会的地位を確保した上で、生地から遠い地方の土地を購入し、血縁関係を結ぶ等して近隣の貴族社会に受け入れられて行くことが考えられる。^⑮ そのためには偽の告発者と証人を用意して、敢えて自らを貴族位の詐称の容疑で告訴させ、法廷で身の証しをたてて法的根拠を捏造することにより社会的信用を獲得しようとする事例すら見られる。^⑯ 従って、確かに非シュラフタとシュラフタの間には法的障壁は存在したが、それは実際には様々な手段によって越えることのできるものであった。

以上の考察の結果は、以下の三点を示唆する。第一に、代議院のシュラフター——バックヴィスの言う「国家と社会を変えつつあった階級」——は、少くとも一五六二年までは単独で政治的主導権を握らなかつた。第二に、知的水準に関してシュラフタは他の諸身分から隔絶していたとは考えられない。第三に、シュラフタは他の諸身分から完全に分断された閉鎖的身分ではなく、当時の社会はある程度の社会的流動性を保っていた。このような前提の上に立って、いま一度フリチ・モドジュフスキの改革案を振り返るならば、それは少くとも執筆時点においては、ある程度当時の社会の現実を踏まえ

ていたのである。従って、それをノスタルジーにとらわれた懷古趣味的議論とみなすことはできないであろう。

無論、その現実には彼にとって満足すべきものではなかった。例えば、彼は財力や不正な手段によって社会的上昇の欲求を満たそうとする者には終始批判的であった。官職をゆだねる際には「徳と学問、及びその人物が何に適しているかを第一に考慮するべき」である（I 171）。「もし不正に手に入れようとする者に官職を拒むとすれば、金で購おうとする者はなおさらではないか」（I 172）。

従って、国王を中心とする行政機構の拡充、教育原理に基づく社会的上昇等の彼の一連の主張は、いわば当時の法制度の枠組からはみ出して、時には無秩序に存在していた動きをより合理的な基準によって秩序づけ、制度化しようとするものであったと言えるだろう。彼の改革論はシュラフタの突出によって有機的調和を脅かされたポーランド國家を、確固たる地盤の上に建て直そうとするものであった。その際、彼は自らの人文主義的教養の中に國家論のモデルを求め、大学での体験や公証人・国王秘書官としての経験に基づいて、当時の社会に存在するシュラフタの独占的支配の及んでいないいくつかの領域を制度化して國家機構の内部に組み込もうとしたのである。

しかし、フリチ＝モドジェフスキの踏まえていた地盤がその後急速に崩れられていったことは否定できない。国王の支持を得た「法の執行」運動は、「領地の執行」による王領地回復と王領地収入による常備軍（wojsko kwarciany）の設置、「ルブリンの合同」（一五六九年）による領土的統合の強化等の成果をあげた。^③しかし、それは政策決定の場をシュラフタ身分に開放するものではないさかもなかった。むしろ、従来、都市代表も参加していた王領プロシアの議會は、ポーランドとの統合の強化に伴って一地方議會に格下げされ、王領プロシアの諸都市は国政レベルでの代表権を失った。^④一五七二年、フリチ＝モドジェフスキの死去に数ヵ月先立ってヤギェウォ王朝は断絶し、翌七三年からの選挙王制の開始により、ポーランド王権は新たな局面を迎える。一五七八年の王国裁判所 Trybunał Koronny の設置は、その意味では象徴的な出来事であった。それは議會で選出されたメンバーにより構成されたシュラフタの最高裁判所であり、フリチ＝モドジェ

フスキが待ち望んでいた全身分の裁判官から成る最高裁判所とは似て非なるものであった。この司法機関の成立によって最高裁判権は国王からシュラフタの手に移り、王権はまたひとつその権能を失ったのである。^⑧更に、一五七八年と一六〇一年の二回にわたって国王の貴族叙任に対する議会の介入が強化されたことにより、合法的な社会的上昇の道は狭ばめられ、シュラフタ身分の閉鎖性は高められた。折からの反宗教改革の進展は、「異端者」としてのフリチ・モドジェフスキ像を定着させ、人びとは彼の著作から遠去かっていった。^⑨こうして、彼の改革論を受容する基盤は、ポーランド社会から失われていったのである。

構想と現実のあいだは、確かに始めから違かったわけではなかった。「あなた方がどうかあなたの方のフリチからのこの贈り物を受け取り、友人に打たれることは敵に接吻されるよりもよいことであることを心に留められますやう」(II 151)。^⑩しかし、この「友人」の忠告は、忘却の霧の彼方ですます遠い声となっていたのである。

- ① L. Konopczyński, *Le Libertum veto: Étude sur le développement du principe majoritaire*, Paris, 1930, p. 186.
- ② Backvis, *op. cit.*, pp. 170-171.
- ③ *Ibid.*, pp. 174-176.
- ④ *Ibid.*, pp. 203-204.
- ⑤ *Ibid.*, p. 180, 206-207.
- ⑥ *Ibid.*, *op. cit.*, S. 82.
- ⑦ この点については既にK・ツシボンスキが指摘しているが、近年ではA・ヴァチャニスキが比較史的観点に立上って強調している。A. Wycański, *Polska w Europie XVI stulecia*, Warszawa, 1973. [以下 *Polska* と略す]。A・ヴァチャニスキの主張の概要は次の二論文から知られる。A. Wycański, "The problem of authority in sixteenth-century Poland: an essay in reinterpretation", in: J. K. Fedorowicz ed., *A Republic of Nobles: Studies in Polish History to 1864*, Cambridge, 1982, pp. 96-108; *Id.*, "The system of power in Poland, 1370-1648", in: A. Maczak, H. Samsonowicz, P. Burke eds., *East-Central Europe in transition: From the fourteenth to the seventeenth century*, Cambridge, 1985, pp. 140-152.
- ⑧ Wycański, *Polska*, s. 135-136; A. Tomczak, *Walenty Dembiński, Kanclerz egzdukcyj (ok. 1504-1584)*, Toruń, 1963, s. 95-97.
- ⑨ Wycański, *Polska*, s. 135.
- ⑩ M. Boczar, *Galeona Zygmunta Augusta: próba rekonstrukcji*, Wrocław *itd.*, 1973, s. 5-17.
- ⑪ Wycański, *Polska*, s. 136.
- ⑫ *Ibid.*
- ⑬ *Ibid.*, s. 131-133.
- ⑭ K・ツシボンスキはポーランドの君主が国制上三つの位相を経て、ついに皇帝の形を指摘している。第一は「唯一の王 rex solus」

第二に議会の三身分(国王、元老院、代議院)のうちの一つ、第三にこの三身分のうち第二身分「元老院」の「長」である。第三の位相は国王の枢密機関と議会の未分離による。このためポーランド王権は一方で「議会の中の国王」でありながら、他方で議会から独立し、より上位に立つ人格でもあるという特異な性格を有していた。Grzybowski, *op. cit.*, s. 91-92.

²⁰ *Ibid.*, s. 161-162.

²¹ cf. J. Maciszewski, *Szlachta polska i jej państwo*, Warszawa, 1969, s. 105-108; H. E. Dembowski, *The Union of Lublin: Polish Federalism in the Golden Age*, New York, pp. 37-62.

²² cf. *Ibid.*, pp. 63-69; A. Sucheni-Grabowska, *Monarchia dwu ostatnich Jagiellonów a ruch egzekucyjny*, Cz. I: *Geneza egzekucji dóbr*, Wrocław itd., 1974, s. 181-184.

²³ Maciszewski, *op. cit.*, s. 105. シンボニスキは執行派との提携後王権を一貫して強化したと評している。Grzybowski, *op. cit.*, s. 216.

²⁴ Sucheni-Grabowska, *op. cit.*, s. 6, 10-11.

²⁵ Wyczański, *op. cit.*, pp. 712-713.

²⁶ Urban, *op. cit.*, s. 255-256.

²⁷ 十六世紀のポーランド王国領内の二六四教区のうち二五〇—二六〇〇教区が付属学校を持つ。平均すると約一三三〇人ご一校の割合である。Wyczański, *Polska*, s. 185-186.

²⁸ B. Suchodolski, "Polska myśli pedagogiczna w okresie Renesansu", w: *Odrodzenie w Polsce: materiały sesji naukowej PAN 25-30 października 1953 roku*, Tom II: *Historia nauki*, Cz. 2, pod red. B. Suchodolskiego, Warszawa, 1956, s. 119. 以下同。

²⁹ A. Wyczański, "Uniwersytet Krakowski w czasach złotego

wieku", w: *Dzieje Uniwersytetu Jagiellońskiego w latach 1364-1764*, Tom I, pod red. K. Lepszego, Kraków, 1964, s. 248-249.

³⁰ フリッチモドスキの研究の中づはB・コンペーノウナが読者層との関連で識字率に注目しているが「学校論」と特に結びつけては論じていない。Kosmanowa, *op. cit.*, s. 53-62.

³¹ W. Dworaczek, "La mobilité sociale de la noblesse polonaise aux XVII^e-XVIII^e siècles", *Acta Poloniae Historica*, 36 (1977). [以下 *La mobilité sociale* 以下] pp. 147-148.

³² Id., "Perméabilité des barrières sociales dans la Pologne du XVI^e siècle", *Acta Poloniae Historica*, 24 (1971) [以下 *Perméabilité* 以下] p. 26.

³³ *Ibid.*, pp. 27-28.

³⁴ フリッチモドスキが貴族叙任だけでなくその地位は依然として不安定でありそれが土地所有にちかづいて裏付けられ、近隣の貴族社会の容認を伴うことで初めて初め社会的地位付けが確定した。Id., *La mobilité sociale*, pp. 150-151.

³⁵ *Ibid.*, p. 152.

³⁶ *Ibid.*, p. 155.

³⁷ *Ibid.*, pp. 157-158. 異なった身分間の婚姻は稀ではなかった。Id., *Perméabilité*, pp. 47-49.

³⁸ Id., *La mobilité sociale*, p. 158.

³⁹ cf. Maciszewski, *op. cit.*, s. 110-111; Dembowski, *op. cit.*, pp. 134-194.

⁴⁰ *Ibid.*, pp. 166-168.

⁴¹ Wyczański, *Polska*, s. 134.

⁴² 前掲拙稿 四〇—四二頁参照。

⁴³ 『シモンタウの書簡』末尾のシモンタウの呼びかけ。

「彼の『改革論』は政治的であるよりは、はるかに社会的である。このことは彼の著作の特質であると同時に欠陥でもある」というSt・タルノフスキの指摘^①は、一面で真理を衡している。シュラフタの支配体制を政治的に打破する道はおそらく二つあった。ひとつは国王に絶対的な主権を認める道であり、もうひとつは議会の代表権を非シュラフタ身分に開放する道である。フリチーモドジェフスキはいずれの道も採らなかった。彼の改革構想に方向と基準を与えているもの、それはひとりでいえば諸身分の社会的な調和の原理である。諸身分がその各々の社会的機能を十分に發揮してこそ、全体の有機的調和は保たれる。「確かに国家はシュラフタだけによつては繁栄することはできない。なぜならば、もし耕作者がいなければ、誰が我々や多くの家畜に食糧をもたらすのか。もし職人がいなければ、誰が様々な衣服をもたらすのか。もし商人がいなければ、誰が必要なるものを運んでくるのか。要するに、もし平民がいなければ、誰がシュラフタであろうか」(183)。このような社会の把握それ自体に理論的革新性を認めることはできない。しかし西欧の政治思想史の基準に照らしてフリチーモドジェフスキの思想の先進・後進の度合いを測定してみたところで、彼の国家改革論にしかるべき歴史的定位を与えたことになるであろうか。この思想家が社会経済史的にも政治文化史的にも西欧諸国とは異なった歴史的土壌のもとで国家の統合力と凝集性を高めるための具体的方策を探し求めていたことを、我々は忘れるわけにはいかない。むしろ問題は、上述の如き社会観の強調が時代状況の中で帯びる意味にある。

K・グジボフスキは、ルネサンス期のポーランドには「社会体 *ciało społeczne*」の理解の仕方に二つの異なった傾向が存在すると指摘している。ひとつは、各構成部分が有機体としての社会全体に奉仕するという解釈であり、もうひとつは、特定の部分が全体にはなく他の特定の部分に奉仕するという解釈である。^②これを、前者においては国家は社会体と外縁を同じくしているのに対し、後者においては国家は社会体的一部分の占有物と化していると考えられることもできるであ

ろう。例えば、聖職者・国王・シュラフタの三身分がポーランド国家を構成する完全市民であり、商人・手工業者・農民の三身分を完全市民に仕える従僕とみなしたスタニスワフ・オジエホフスキ^③は後者に属する。それは同時に「シュラフタの共和国 Rzeczpospolita szlachecka」の原理であるとも言えよう。

それに対してフリチ＝モドジェフスキは、市民を「この国で暮らしており、その構成員であるすべての者」と規定し（276）、ポーランド国家を全身分の「共有物」とみなしたのであった。いわば国家そのものが貴族共和政へと収斂していくかんとするポーランド史上の分水嶺の上に立っていた彼は、その国家改革論において、次第に制度的基盤を確立しつつあった現実の「シュラフタの共和国」に対して、「全身分の共和国」——大文字の *Respublica* を対置しようとしたのである。それは「社会」から大きなずれを見せ始めた「国家」を、改めて「社会」の上に重ね合わせようとする試みであった。我々はそこに、いかにしてポーランドの現実に即しつつ国家の近代再編を推し進めていくべきかという問いに対する、ひとつの模索の跡を見い出すのである^④。

確かに彼の「社会的」な提案は即効力を持たなかった。しかし、彼の国家論に忘却の時代を越えて生きのびるだけの射程を与えるものがあつたとすれば、それは具体的な構想の背後にある「社会的」なまなざしではなかったろうか。「シュラフタの共和国」の機能麻痺が誰の眼にも明らかとなる一八世紀後半から、再び人びとはこの思想家の声に熱心に耳を傾け始めるのである^⑤。

① Tamowski, *op. cit.*, s. 110

② Grzybowski, *op. cit.*, s. 46-47.

③ S. Orzechowski, *Polityka Królestwa Polskiego na Kształt Arystokratycznych polityk wypracowaną dla dobra państwa* (1566), w: 700 lat myśli polskiej: filozofia i myśli społeczna XVII wieku, pod red. L. Szczuckiego, Warszawa, 1978, s. 272.

④ 但し、本稿はこの模索の意義を全体として評価するにはなお不十分な点を多々残している。残された課題は大きく分けて二つある。第一に、フリチ＝モドジェフスキの国家論の全体像を把握するためには、本稿でほとんど触れることのできなかった重要な領域——教会改革論と「戦争論」における国際関係論——の検討が不可欠である。第二に、批判の対象となった「シュラフタの共和国」の社会構造と、シュラフ

タの支配体制を正当化する政治理念との説明が、更に具体的になされなければならぬ。これらの点については、後日を期したい。

⑤ 前掲拙稿、四一頁参照。この点で、ボーランドの身分制社会からの脱却は、すべての者が民衆となることで平等となったフランスと異なり、すべての者をシュラフタとすることですべての者を平等化しようとする方向性を持っていたとする井内敏夫氏の指摘は示唆的である。一七九一年の「四月都市法」は、身分制そのものは廃棄せずに、シュラフタ身分を開かれた身分にすることによって経済社会秩序の身分的

固定性を法的に解消しようとした。井内敏夫「ボーランド四年議会と社会の近代化——一七九一年都市法を中心として——」『歴史評論』四二二（一九八四・八）、八七一—〇八頁参照。この時点でフリチ・モドジェフスキの著作がどの程度人口に膾炙していたかは、なお慎重な検討を要する問題である。とはいえ、彼の改革構想の基本的方向は、二世紀余りを経てここにその正当性を認められるに至ったといえるのではなからうか。

（京都大学大学院生

installations such as rampart or moat. The household of the nobles had not come to maturity yet.

Householders, masters of oikos, were leader of the local community and had a certain privilege in it. Their leadership depended fundamentally upon the economic and military power of the household. On the other hand, householders looked for the government posts and court titles so as to make their unstable oikos firm. They also entered into personal relations with the local governors. Oikos of the 11th century could not be an autonomous small cosmos.

In the 11th century there arose rebellions of the provincial leading aristocrats over and over again, in which many householders took part in order to win what they asked the emperor and government for. On the one hand they aimed at the autonomy of their oikos and tried to reject the interference of the emperor or government. On the other hand they looked for a government post. These two patterns of their behaviour and mentality, which were contradicting each other, were brought about by the peculiarity of their oikos. And at the same time they exerted great influence upon the political history and the image of the emperor in those days.

Project reformy Rzeczypospolitej Andrzeja Frycza Modrzewskiego

Satoshi Koyama

Andrzej Frycz Modrzewski, humanista polski w XVI w., w swoich dziełach politycznych srogo zganił kształtującą się Rzeczpospolitą szlachecką. Jednak co do charakteru tej krytyki nie wszyscy badacze zgadzali się. Z tego względu skupiając uwagę na jego ocenie szlachty, autor analizował jego ideę państwa, rozważając krytykę szlachty we wczesnych mowach i program reformy prawodawstwa w *Commentariorum de Republica emendanda*. Następnie zbadał jak pozycja szlachty w jego planie reformy była związana ze społeczną rzeczywistością Polski w tamtym czasie. Z tego wynika, że Frycz Modrzewski, zmierzając do integracji państwa i odbudowy harmonii społecznej między stanami, która cierpiała

z wynoszenia się szlachty, dążył do wprowadzenia do systemu państwowego dziedzin społecznych, takich jak szkolnictwa albo handlu, których szlachta jeszcze monopolistycznie nie kontrolowała.